

## 胆江地域ひとり親家庭等サポートネットワーク会議 設置要領

### (設置)

第1 胆江地域におけるひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、関係機関の取組状況等について情報共有を図るとともに、関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制の整備を推進することを目的として「胆江地域ひとり親家庭等サポートネットワーク会議」(以下「地域ネットワーク会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2 地域ネットワーク会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) ひとり親家庭等への支援に係る関係機関の相互の連携及び協力の推進に関すること。
- (2) ひとり親家庭等への支援に係る情報共有に関すること。
- (3) その他地域ネットワーク会議において必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3 地域ネットワーク会議は、別表の左欄に掲げる機関により組織する。

### (会議)

第4 地域ネットワーク会議は、年1回以上開催する。

2 県南広域振興局保健福祉環境部長は、第1に掲げる目的について関係の深い者をオブザーバーとして地域ネットワーク会議に出席することができる。

### (秘密保持)

第5 地域ネットワーク会議の構成員又は構成員であった者は、正当な理由なく、地域ネットワーク会議の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (事務局)

第6 地域ネットワーク会議の事務局は、県南広域振興局保健福祉環境部に置く。

### (補則)

第7 この要領に定めるもののほか、地域ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会議で協議して定める。

## 附 則

この要領は、令和6年2月15日から施行する。

(第3関係)

No.	機関名	担当部署
1	奥州市	健康こども部こども家庭課 教育委員会事務局学校教育課
2	金ヶ崎町	子育て支援課 教育委員会事務局
3	社会福祉法人奥州市社会福祉協議会	
4	社会福祉法人金ヶ崎町社会福祉協議会	
5	水沢公共職業安定所	
6	県南広域振興局保健福祉環境部	福祉課